

中津川裁判（不当労働行為事件）完全勝利！！ 会社は、最高裁の判決を受け、ただちに謝罪せよ！！

12月25日、最高裁判所は、会社が上告していた『中津川運輸区不当労働行為救済命令取消訴訟上告提起事件「平成18年（行ツ）第256号、（行ヒ）第302号」事件』に対して、会社の上告を棄却し、上告審として受理しない決定を下した。

このことは、われわれが、平成6年12月21日に、愛知県労働委員会に不当労働行為救済申立てをおこなって以降、13年間闘ってきた労働委員会・裁判闘争に完全勝利したことである。

われわれは、ここに高らかに完全勝利を宣言する！！

平成6年、JR東海中津川運輸区において、今井区長や兼山首席助役らの管理者（当時）は、JR東海労働組合員に対して、「昇進試験の面接練習で、脱退を示唆する発言をし、不当労働行為」をおこなってきた。

それに対して、JR東海労働中津川運輸区分会は、会社の不当労働行為を許さないために、自前の地労委を立ち上げ、反撃の闘いをつくりだしてきた。

平成9年5月1日、愛知県地方労働委員会は、われわれの主張を認め、救済命令を勝ち取った。しかし、会社は、救済命令を不服として、中央労働委員会に、再審査申立てをしたものの、平成15年9月17日、会社の再審査申立ては、棄却された。

にもかかわらず、会社は、中央労働委員会を相手取り、東京地方裁判所に行政訴訟をおこなったものの、平成16年11月29日、棄却され、さらに、東京高等裁判所において、控訴したものの、平成18年6月29日、棄却された。

そして、今回の最高裁判所の決定である。

いうまでもなく、「現場管理者といえども、現場管理者の発言は、会社又は、その利益代表者の委を体する」と裁判所が認定したことである。

すなわち、「どんな理由があれ、現場管理者の発言は、すべて会社の委をもっている」ことが認定されたのである。

JR東海経営陣よ！！

ただちに、JR東海労働に対して、不当労働行為を中止し、謝罪すると共に、本社及び東海鉄道事業本部の正面玄関、JR東海中津川運輸区の見やすい場所に、謝罪を掲出すべきだ。

われわれは、昨年末からの「つぼ八事件」「リ्यूズ事件」の最高裁判所決定、そして、今回の「中津川裁判」の勝利判決に立ち、加藤誠二さんの不当懲戒解雇撤回に向けて断固、職場から闘うことを明らかにする。

全組合員の皆さん！

力を合わせて、心にひとつにしてさらに闘いをおしひろめよう！

平成19年12月26日

JR東海労働組合名古屋地方本部
執行委員長 丹羽成生